

2020 年度

帝京学園短期大学

自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	4
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	9
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	19
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	24

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、本学が令和 4（2022）年度一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、帝京学園短期大学の令和 2（2020）年度の自己点検・評価活動の結果を令和 3（2021）年度 6 月に公開するものである。

令和元（2019）年度より従来の学習成果を PDCA サイクルを用いて査定した結果、今年度（令和 2 年度）学習成果を見直すこととした。その結果 3 つのポリシーの一部も建学の精神や学士課程教育などにより関連づけて令和 3（2021）年度より見直すこととした。しかしながら、この報告書が公開される 6 月現在では、まだ新たな学習成果は検討中の段階である。したがって、報告書内の現状はまだ旧学習成果であり、昨年より検討を始めた内容は主に各基準の課題として記した。また新たな学習成果（案）は各基準の特記事項に記している。

この報告書にはしたがって、

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【基準Ⅰ 基準Ⅱ- 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ- A 教育課程] の一部の項目が記載されている。

今回の自己点検・評価報告書は主に学習成果の改訂について帝京学園短期大学大学評価委員会で話し合った検討過程を記している。令和 3（2021）年度には学外第三者評価委員会、教育実習連絡協議会、保育実習連絡協議会などを開催し、保育現場の先生方の意見を聞きながら新たな学習成果を本格稼働させていく。

令和 3 年 6 月 20 日

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

本学には、昭和 42（1967）年設立当初より現在まで一貫して掲げられた建学の精神がある。それは以下の通りである。

「努力をすべての基とし 偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」

建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

本学の建学の精神はこれまで「努力」「幅広い知識」「実学」「国際的視野」という 4 つの方針を柱に、学生の個性と可能性を伸ばすことを教育理念としてきた。本学の設立当時は、我が国の経済成長期を社会背景として、人口も増加傾向にあった。そのため広い視野と知識を実際の社会で実践できる人材の養成を建学の精神に掲げている。本学は、保育科単科の短期大学であり、豊かな感性を兼ね備えた保育者の養成を目指すところから、人間性を重んじ、専門的なスキルを身につけて社会に貢献できる保育者の育成を目指している。

まず「努力」は学習する者、働く者全てに求められる大前提であり、本学の学習成果を獲得するのにも当然必要な要件となる。「努力」なしには何事も成果をあげることはできない。「努力」は、人格形成はもちろん、学生自身の能力を開発しながら、協力して成し遂げる力、共同製作の中で自分の能力を発揮する力、全体の中で自分の役割を考え、果たす力等を求めている。

次は「幅広い知識」があげられる。保育者としての基礎的知識の修得は欠かせない。「幅広い知識」は、知識の伝授や継承を大切にしている。

3 つ目について本学は、「実学」の精神に基づいた実践的な学習（演習・実技や実習）を通じた保育者としての能力獲得に力を入れている。

最後に「国際的視野」は、日本と各国の幼児教育を比較検討しながら、国際化につ

いて考えることを求めている。本学は、世界に広がる帝京大学グループに学校や施設に学生が海外研修旅行として訪問し、地元の幼稚園、保育所の子ども達と交流している。香港では帝京香港幼稚園を見学した。その際に活用する能力は語学であり、英語は本学の一般教養の「基礎的な知識」として学ぶことができる。また 実践して交流する場合にも「実学」に基づいた保育の知識や技術能力を活用することができる。その後現在に至るまで、社会情勢はさまざまに変化してきている。しかし少子化を背景に、幼児教育はさらに社会から重要視されるようになり、現在でも建学の精神はそのまま引き継がれている。

したがって、建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

教育基本法の前文及び第一章には以下のように書かれている。(①～④本学が記載)「我々日本国民は、たゆまぬ努力 (①) によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」

また一章 教育の目的及び理念では、第二条に「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識 (②) と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連 (③) を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度 (④) を養うこと」と書かれており、本学の建学の精神の①「努力」、②「幅広い知識」、③「実学」、④「国際的視野」という4つの方針と合致する。

したがって、建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

本学は教育基本法を踏まえた建学の精神を学内外に表明している。

この建学の精神は、ホームページまたは大学案内にて学外の一般の方々にも本学の教育的や目標とともに公表している。また、本学後援会総会及び幼稚園や保育所の園長・施設長との「学外第三者評価委員会」、また教育実習連絡協議会、保育実習連絡協議会の際にも説明し、広く理解を求めている。帝京大学グループ全体の教育理念及

び教育目的・教育目標については、グループ学主故冲永荘一が以下の著書にて詳細に説明している。また、これらの著書は、本学図書館においても閲覧可能である。

- i 「ひたすらの道」 著者 冲永荘一 昭和 59 (1984) 年に刊行して、平成 5 (1993) 年までに 10 版を重ねている。帝京大学出版会発行 327 ページ
- ii 「誰がために何を学ぶか」 著者 冲永荘一 著者は、帝京大学グループの建学の精神・教育理念である「実学」「国際的視野」「努力」「幅広い知識」について語っている。平成 11 (1992) 年刊行 (株)IN 通信社発行 250 ページ
- iii 「帝京大学が世界のトップテンになる日」 著者 鶴蒔靖夫 著者は、帝京大学グループの建学の精神である「実学の精神」「実技教育論」「グローバル・エデュケーション」について詳細に説明している。平成 4 (1992) 年刊行 (株)IN 通信社発行 272 ページ
- iv 「大学が変わらなければ日本は変わらない」 著者 鶴蒔靖夫 著者は、帝京大学グループの軌跡と建学の精神である「実学」「開放性」「グローバル・エデュケーション」について論述している。平成 8 (1996) 年刊行 (株)IN 通信社発行 253 ページ

建学の精神を学内において共有している。

さらに、学生に対する周知としては、4 月当初のオリエンテーションの際に、「学生生活ハンドブック」によって説明し、カリキュラムの中にどのように活かされているかについても伝えている。グループ担当教員も、この「学生生活ハンドブック」と「シラバス」をいつも手元に置いて、あらゆる機会をとらえて周知を図っている。また正面玄関の電子掲示板において、建学の精神及び教育目標、3 つのポリシーのスライドを流しながら、周知を図っている。

教職員に対する周知は、年度当初の拡大教授会において教職員全員に改訂された「学生生活ハンドブック」と「シラバス」を手渡し、建学の精神及び教育目標を確認し、それがカリキュラムの中でどのような特色となっているかということを知徹底している。それぞれの教職員は、自分の担当分野において「実学」教育という本学の特色を、教育現場でどのように織り込み、学生に浸透させているか常に検討を行っている。

建学の精神を定期的に確認している。

建学の精神や教育の理念の解釈の見直し、教育目標の点検は、平成 11 (1999) 年度から現在まで順次行われてきた。本学は、定員 50 名で、保育科だけを擁する小規模な短期大学であるため、当初は教授会が「自己点検評価委員会」を兼ねて、自己点検・評価を行ってきた。平成 18 (2006) 年、新たに学長を委員長とした「大学評価委員会」を設置した。これは「学内第三者評価委員会」と「自己点検評価委員会」により構成される。また、関連する委員会としては、「シラバス検討委員会」がある。構成メンバーは全教職員とし、随時自己点検・評価を行っている。現在、建学の精神や教育理念の解釈の見直し、教育目標の点検は、この「大学評価委員会」にて行われている。関連する委員会から報告・提案された事項を「大学評価委員会」で審議し、

その結果について教授会の承認を経て施行している。その結果見直しや変更がある場合、「学生生活ハンドブック」に建学の精神をもとに新たに設定した教育目標及び3つのポリシーを記載して周知している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

公開講座、生涯学習事業については、今年度は小淵沢キャンパスと山梨市キャンパスのダブルキャンパスであったため、地域・社会に向けた公開講座等は実施できなかったが、6月に山梨市社会福祉協議会、7月に山梨市役所子育て支援課長他と、今後の連携のあり方について協議を行っている。なお、卒業生を対象とした科目等履修生は、令和元（2019）年に1人、令和2（2020）年に1人だった。いずれも資格を取得せずに卒業したが、再度保育者を希望し資格取得を目的としたものである。

地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

山梨県内の大学・短期大学11校で構成している「大学コンソーシアムやまなし」及び山梨大学が拠点校である「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」の子育て支援コースに参加し、他大学と単位互換等、連携活動を行った。COC事業とは平成26（2014）年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に申請し、採択された事業であり平成31（2018）年が最終年度となった。

具体的には、首都圏に位置し豊かな自然環境を有する本地域の価値を基盤に、今後成長が期待される「ツーリズム」、「ものづくり」、「子育て支援」及び「CCRC（Continuing Care Retirement Community）」の4つのテーマを中心に、山梨県内に立地する11の大学・短期大学及び横浜市立大学が連携し、実践的教育カリキュラム及びインターンシップを行うことにより、学生が本地域への愛着や地元企業への理解を深めることを通じて、学卒者の地元定着を図った。本学は、令和2（2020）年度は、自然観察、子育て支援実践演習、発達心理学などの授業を開講した。

大学コンソーシアムやまなし 大学の発展と、地域の未来に向けて。

(ucon-yamanashi.jp)

教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

学生ボランティアとして、今年度は下記のとおり積極的に参加した。

2019年

8月 山梨市子どもフェスティバルに学生ボランティアとして参加

8月～9月 山梨県消費生活安全課との連携による食育推進ボランティアでの食育活動

8月9日 甲斐市立竜王西保育園、大鎌田保育園

8月20日 認定こども園なでしこ保育園

8月23日 南アルプス市立豊保育所

9月26日 南アルプス市立巨摩保育所

10月 山梨市社会福祉協議会祭にてパネルシアター発表。

11月 北杜市生涯学習センターにおいて、展示部門に学生の作品（エプロンシアター）を展示

2月 山梨市生涯学習発表会にて、人形劇発表予定だったが新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止

2020年

9月 UTYテレビ山梨開局50周年記念行事にて、感染対策を万全に行い人形劇を山梨市フルーツ公園で披露した。（Uバク絵本の夢公園）

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。従来本学の建学の精神は「努力」「幅広い知識」「実学」「国際的視野」という4つの方針により組み立てられている。今後は、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア教育や学士課程教育と、本学の建学の精神の柱である「実学」教育とを、より結びつけていくように「実学」の意味を学内で再考したい。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

現在検討の段階である。

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

本学の教育目的・目標は、本学の建学の精神に則り、学則第 1 条の目的及び使命において、「高等学校の教育の基礎の上に、さらに深い教養と幼児教育に関する専門的知識、技能を修得し、将来の本人の幸福のため、地域社会の福祉に貢献できる人材を育成することを使命とする。」と定めている。なお、この建学の精神、目的及び使命に基づき、次の 3 つの教育目的・目標を定めている。

本学の教育目的・目標は、以下の通りである。

- (1) 社会人として必要な教養と広い視野を身につけた人材を育成する
- (2) 幼児教育に関する専門的知識、技能を修得した人材を育成する
- (3) 地域社会に貢献できる人材を育成する

本学は保育科単科の短期大学であり、教育目的・目標は将来保育士や幼稚園教諭になる人材を育成することである。本学は、地域の保育環境の向上及び福祉に人材の養成を通じて貢献している。また、保育士並びに幼稚園教諭の養成校であるため、教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に定められた科目及び内容、「シラバス」、必修・選択の別に準じて構成されている。従って、主に教育職員免許法施行規則第 6 条及び第 11 条の幼稚園教諭養成カリキュラム、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 に定められた保育士の養成カリキュラムの厳守が原則となる。このような背景を踏まえ、「努力」を基盤に「国際的視野」に立った「幅広い知識」を持ち、「実学」を重んじた本学の建学の精神に基づいて教育目的・目標を掲げている。学校教育法施行規則の改正を受けて、平成 25 (2013) 年度より「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の 3 つのポリシーを新たに設定していくにあたって、教育目標も併せて検討していくこととなった。建学の精神をより具体化するために、新たに教育目標として「専門性」と「創造力」「人間味豊か」の 3 つの項目を加えた。

したがって、本学の教育目標は現在「建学の精神」を基にして、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」において、「努力」「幅広い知識」「実学」「国際的視野」「専門性」「創造力」「人間味豊か」の7つの方針を柱にして構成されている。

本学では、実習の現場を重視し事前指導を行うことを、建学の精神の中の「実学」をキーワードとして「実学」教育と呼び本学教育の特徴としている。実技・実習・演習を重視した実践的な教育は、地域社会での子育て支援への貢献にも役立っている。

これらの7つの柱は、カリキュラムの中で生かされている

学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

[学生に対する周知] 4月当初のオリエンテーションの際に、学生は「学生生活ハンドブック」と「シラバス」によって教育目的・目標を理解し、それがカリキュラムの中でどのように生かされているかということを知る。学生は、このカリキュラムによって年間の学習内容を理解している。建学の精神と同様にグループ担当教員も、この「学生生活ハンドブック」と「シラバス」をいつも手元に置いて、あらゆる機会をとらえて周知を図っている。また正面玄関において、常時、印刷物の掲示及び電子掲示板において、周知を図っている。

[教職員に対する周知] 建学の精神、教育目標については3月下旬に教員に対しては説明を実施し、講師室にも印刷物にて掲示している。教務担当者の教職員は、年度当初の拡大教授会において教職員全員に改訂版の「学生生活ハンドブック」と「シラバス」を手渡し、教育目標を説明し、それがカリキュラムの中でどのような特色になっているかということを知徹底している。それぞれの教職員は、自分の担当分野において「実学」教育という本学の特色を、現場でどのように織り込み、学生に浸透させているか常に検討を行っている。

[学外に対する周知] 本学は、建学の精神・教育目標をホームページや大学案内にて学外の方々にも公表している。また、本学後援会総会及び保育所、施設、児童館の施設長や幼稚園園長が参加する連絡協議会、保護者の後援会の際にも説明し、本学の建学の精神・教育目標及び3つのポリシーに対する理解を広く求めている。

学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検しているかについては、前記同様に本学外部評議委員会に諮るとともに、学生の保護者の後援会総会及び保育所、施設、児童館の施設長や幼稚園園長が参加する連絡協議会の際に本学の建学の精神・教育目標及び3つのポリシーに対する理解を広く求めている。教育目標の点検は、現在「大学評価委員会」にて行われている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

本学は保育科単科の短期大学であるため、将来の保育者を養成している。このため平成 27 (2015) 年度に受審した第三者評価において、本学の学習成果を教職員免許法に規定された養成に必須である<教職実践演習履修カルテ>と<ジェネリック・スキル>を柱としたものとして定めた。その学習成果は法令に定められた 7 つの観点を数値化して、レーダーチャートにあらわしたものだ。また、この観点は保育士養成科目にも重なり、本学が学習の外部評価とする実習ごとに身に付けることができる知識や技術を一覧表として学生には提示した。本学では、実習の現場を重視し事前指導を行うことを建学の精神の中の「実学」をキーワードとして<「実学」教育>と呼び本学教育の特徴としている。実技・実習・演習を重視した実践的な教育は、地域社会での子育て支援への貢献にも役立っている。

ジェネリック・スキルは、保育者ばかりでなく広く社会人として必要な態度や人間性を身に着けるための指標であり、社会に出て働くために必要な専門的な知識や技術と同様に態度や人間性を育む学習成果である。これは本学の建学の精神である「幅広い知識」や「実学」や「人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」といった方針に基づいている。

また「努力」については、『履修カルテ』の自己評価、各授業の成績、実習先の評価、実習後のアンケートの結果を、1 年前期、後期、2 年前期、後期と段階的にレーダーチャートを作り、学習効果や学習課題を系統的に把握できるようにしている。そしてより現場で必要とされる専門的 (職業) 能力の獲得に向けて個々の学生がそれぞれ具体的な目標を努力して達成できるよう、各期の終了時、実習終了時に各実習担当者が面談指導を行っている。

「国際的視野」は、日本と各国の幼児教育を比較検討しながら、国際化について考えることを求めている。本学は、帝京大学グループの幼稚園がある帝京香港幼稚園に学生が海外研修旅行として訪問している。(昨年、今年はコロナウイルスの感染拡大などのため中止。) その際に活用する能力は語学であり、英語は本学の一般教養の「基礎的な知識」として学ぶことができる。また子どもたちとの交流の場を通して、「実学」に基づいた保育の知識や技術能力を活用することができる。

したがって、本学の学習成果は、建学の精神に基づいて定めているといえる。

学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

本学は前記の建学の精神に基づき、本学が立地する自然豊かな環境の中で、乳幼児の保育・教育に携わる人物を養成することを教育目的としている。教育目標の実現に向けては、3つのポリシーのうち「教育課程の編成、実施の方針（「カリキュラムポリシー」）」を設定し本学の学習成果と密接に関連するように検討した。したがって、本学の学習成果は、学生がより望ましい保育士・幼稚園教諭になるための「何を学び、身に付けることができたのか」といった観点から人格形成を図るとともに、保育の専門家としての知識と技術を有し、基礎的なジェネリック・スキルを身につけて、積極的に地域に貢献できる国際的な視野を持った保育者の養成についての能力開発が問われることになる。したがって本学の学習成果はカリキュラムポリシーに基づいているといえる。

学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している

本学は保育士及び幼稚園教諭を養成する教育課程であるため、学校教育法の流れを汲んで、幼稚園教諭 2 種免許状取得のための免許法施行規則や保育士養成の児童福祉法施行規則における科目に定める指定養成カリキュラムを踏まえている。

また本学の学習成果は平成 20（2008）年に中央教育審議会の答申である「学士課程教育の構築に向けて」に基づき設定されている。学士課程教育では大きく以下の 4 つの項目が～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～として挙げられている。1. 知識・理解、2. 汎用的技能、3. 態度・志向性、4. 統合的な学習経験と創造的思考力。本学の学習成果は、保育者養成に求められる専門的な知識・技能の理解を深めながら、社会人としての基礎的な能力であるジェネリック・スキルの獲得を目指し、これらを実習やボランティア活動において総合的に実践する学習成果であり、学校教育法の規定に照らして設定されている。

したがって本学の学習成果は学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検されていると言える。

学習成果を学内外に表明している。

「学位授与の方針」をはじめ、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」に基づく学習成果は、本学ホームページで公表している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

建学の精神・教育目標及び3つのポリシーは、以下のように一体的に関連付けられてまとめられている。

3つのポリシー

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

- (1) 社会人として必要な教養とマナーを身につけていること
- (2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技術を身につけていること
- (3) 保育の課題を積極的に探求していこうとする意欲をもっていること

教育課程の編成、実施の方針（カリキュラムポリシー）

- (1) 〈社会人として必要な教養と広い視野の養成〉
豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力（ジェネリック・スキル）を修得できる教育課程であること
- (2) 〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉
少人数教育による専門科目の履修と個人の習熟度に応じた保育技術の向上を図る教育課程であること（履修カルテの活用）
- (3) 〈地域社会に貢献できる人材の育成〉
地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験から学べる教育課程であること

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー：求める学生像）

- (1) 保育の分野に関心のあるもの
- (2) 保育の専門職として必要な知識や技術を学ぼうとするもの
- (3) 向上心のあるもの

※できればインターンシップや職業体験等で、幼稚園や保育所などにおける体験学習を経験していることが望ましい。

三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

本学が上記3つのポリシーを設定する際には、山梨県内の保育所・施設・幼稚園などに「社会人として求められる職業能力及びジェネリック・スキルについてのアンケート」を実施した。現場からの意見を聴取したアンケート結果では、保育に関する具

体的な知識・技術、保育者としての資質が重視されるとともに、社会人としてのマナーの重要性が指摘されている。本学は「大学評価委員会」などにおいて議論を重ね、策定している。また「学外第三者評価委員会」や実習の連絡協議会、保護者の後援会総会でも3つの方針を説明し、学内だけではなく本学のステークホルダーにも広く意見を頂いている。

三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

本学の教育目標は、実習や就職の現場の声を「卒業認定・学位授与の方針（育てたい学生像）」及び「教育課程の編成、実施の方針」に反映させており、実習や就職現場で実際に役立つ学習成果として位置づけられている。本学は学生の実習の際の教員の巡回や定期的な就職先のアンケート調査、卒業生に対するアンケート調査などを通じて、必要とされる教育内容を精査し、3つの方針を踏まえて具体的な技能や態度を教育活動に盛り込んでいる。よって本学は3つの方針を踏まえた保育者の養成教育を行っていると言える。

三つの方針を学内外に表明している。

教育目標を学内では「学生生活ハンドブック」、ガイダンス、学外ではホームページ、学生募集要項・学校案内パンフレットで表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和2（2020）年現在、本学では平成25（2013）年に上記のように定められた建学の精神に基づく教育目標、卒業認定・学位授与の方針（育てたい学生像）」及び「教育課程の編成、実施の方針」を見直している。また、3つのポリシーをもとに学習成果を平成26（2014）年度までに確立してきた。

今後は、前回の評価の際の学習成果をコア・カリキュラムの視点から、またキャリア教育の視点から見直す必要性が「大学評価委員会」で提案された。各教科における「知識面・技術面」に含まれる自主性や積極性、自己開発、責任感といった「シラバス」上でも明記してある授業態度の評価基準と、一部の特色ある授業や学校行事の際に測られる「ジェネリック・スキル」との相関関係については、さらに精査していきたい。

また、キャリア教育の基本となるコンテンピシーの養成がより反映されるような3つのポリシーの改訂が今年度の課題となっている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

学校教育法の第三十条2では、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と記載されている。この規定をもって、学力の3要素として「基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、

主体的に学習に取り組む態度」としている。

また、第 2 節「高大接続改革答申」での学力の三要素として、「(i) これからの時代に社会で生きていくために必要な、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」を養うこと、(ii) その基盤となる「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと、(iii) さらにその基礎となる「知識・技能」を習得させること。」と示されている。

本学は、短期大学ではあるものの、保育者養成の単科の大学であり、保育者の養成科目は幼児教育を含め、新たな学校教育法で定められた「学力の 3 要素」を指導する科目内容となっている。また、高大連携でも同様の「基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・多様性・協働性」が入試改革には求められている。

(注 1) 『高大接続システム改革会議「最終報告」』(2016 年 3 月 31 日)

(注 2) 中央教育審議会『新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について—すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために— (答申)』(2014 年 12 月 22 日)

さらに、この「新学習指導要領」においては、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成することを重視していることから、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を一層重視することが重要となる。このため、本学学習成果においても、これまでの考え方を更に発展させ、従来から「目標に準拠した評価」による「観点別学習状況の評価」に加え、「評定」（各教科の学習状況を総括的に評価するもの）についても、「集団に準拠した評価」（いわゆる相対評価）から、「目標に準拠した評価」（いわゆる絶対評価）に改める必要がある。

その理由として文部科学省は以下の理由を挙げている。

- ア. 児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが重要であるが、そのためには、目標に準拠した評価が適当であること。
- イ. 学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る観点から、児童生徒が学習指導要領に示す内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底する必要がある、そのためには、目標に準拠した評価が優れていること。
- ウ. 各学校段階において、児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかどうかを評価することが、上級の学校段階の教育との円滑な接続に資する観点から、重要となっていること。
- エ. 新学習指導要領では、習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導を一層重視しており、学習集団の編成も多様となることが考えられるため、指導に生かす評価の観点からは、目標に準拠した評価を常に行うことが重要となること。
- オ. 少子化等により、かなり広範囲の学校で、学年、学級の児童生徒数が減少してきており、評価の客観性や信頼性を確保する上でも、集団に準拠した評価に

よるよりも、目標に準拠した評価の客観性を高める努力をし、それへの転換を図ることが必要となっていること。」

この「目標に準拠した評価」（いわゆる絶対評価）は、学習指導要領に示す目標がどの程度実現したか、その実現状況を見る評価のことを指す。一方、「集団に準拠した評価」（いわゆる「相対評価」）は、学年や学級などの集団においてどのような位置にあるかを見る評価のことを指す。また、「個人内評価」は、児童生徒ごとのよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価しようとするものである。

つまりこれからの学力は、知識・技能のみならず、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含む幅広い学力であり、このような学力がどの程度身に付いているかを的確に把握するため、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4つの観点から見た学習状況の評価（観点別学習状況の評価）を基本としなければならない。

文部科学省 確かな学力

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/korekara.htm

中央教育審議会では平成30（2018）年に「2040年の高等教育のグランドデザイン」を答申している。その目的は「我が国の高等教育がこれからどう変化していくのか」を明らかにすることである。その中ではこれからの高等教育が目指すべき姿として、「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される」と記されている。「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。また、「学修の評価についても、学年ごとの期末試験での評価で、学生が一斉に進級・卒業・修了するという学年主義的・形式的なシステムではなく、個々人の学修の達成状況がより可視化されることが必要となる。

「何を学び、身に付けることができたのか」という認識が社会的に共有されれば、社会の進展に伴い更に必要となった知識や技能を身に付けるべく生涯学び続ける体系への移行が進み、中等教育に続いて入学する高等教育機関での学びの期間を越えた、リカレント教育の仕組みがより重要となる」ことが期待されている。

さらに「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4つの観点から見た学習状況の評価（観点別学習状況の評価）を基本とした学習評価が求められている。

本学では上記のような答申などを踏まえ、建学の精神と3つのポリシーを再度見直すこととした。

本学の建学の精神は「努力をすべての基とし 偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある 人材の養成を目的とする」である。『実学』とは、「実際の現場＝社会で役に立つ学問」の意味であり、本学教育の根幹をなすものである。

本学はこの建学の精神の柱である『実学』に則った教育課程を実施するにあたり、教育目標として、以下の3点を明示している。

1. 責任ある社会人として必要な教養と広い視野を身につけた人材を育成する
2. 幼児教育に関する専門的知識、技能を自ら積極的に修得し、豊かな表現ができる人材を育成する
3. 他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する

本学は保育科単科の短期大学である。したがって『本学が育てたい学生像』としては学士課程教育で求められる人材であると同時に将来保育者として、地域の保育に携わり子育て環境の向上に寄与できる人材の育成が求められている。

この教育目標達成のため、本学では以下の教育課程の編成、実施の方針（カリキュラムポリシー）を定め、学生が学びに向かう教育環境の構築・充実に努めている。

教育課程の編成、実施の方針（カリキュラムポリシー）

- (1) 〈社会人として必要な教養と広い視野の養成〉

豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力（ジェネリック・スキル）を修得できる教育課程であること

- (2) 〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉

少人数教育による専門科目の履修（観点別評価）と個人の習熟度に応じた保育技術の向上を図る教育課程であること（学修ポートフォリオ/ルーブリック評価の活用）

- (3) 〈地域社会に貢献できる人材の育成〉

地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験（ボランティア活動など）から学べる教育課程であること

また、上記の教育環境で学生個人が2年間で修得すべき学習成果を『本学が育てたい学生像』として卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）に、以下のように定めている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

- (1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養やマナーを身につけていること

- (2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技術を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立て、創造性溢れる発表ができること

- (3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること

本学では、これに入学受入れの方針（アドミッションポリシー：求める学生像）としての、

- (1) 保育の分野に関心のあるもの
- (2) 保育の専門職として必要な知識や技術を学ぼうとするもの
- (3) 向上心のあるもの

※できればインターンシップや職業体験等で、幼稚園や保育所などにおける体験学習を経験していることが望ましい。

を加え、建学の精神及び各ポリシーと学士課程教育とを関連付けた表を作り公表している。また、これは学生にシラバスやホームページにて周知している。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

現在検討の段階である。

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学では、学則第 2 条に「教育水準の向上をはかり、目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活等の状況について自ら点検及び評価行う」と定めている。本学は、平成 17 (2005) 年 10 月に「自己点検評価委員会」を設置し、自己点検・評価について調査、研究を行いながら組織と体制を整えてきた。また同条第 2 項における、点検及び評価の具体的な実施体制を「帝京学園短期大学シラバス検討委員会規約」、「帝京学園短期大学 FD 委員会規約」として整備した。

- i 規程・「帝京学園短期大学学則 総則 第 2 条第 1 項及び第 2 項」・「帝京学園短期大学大学評価委員会規程 (学内第三者評価委員会規程・自己点検評価委員会規程)」・「帝京学園短期大学シラバス検討委員会規約」・「帝京学園短期大学 FD 委員会規約」・「帝京学園短期大学 SD 委員会規約」・「帝京学園短期大学 学外第三者評価委員会規程」
- ii 組織・「大学評価委員会」(自己点検評価委員会、学内第三者評価委員会)・「シラバス検討委員会」・「FD 委員会」・「SD 委員会」・「学外第三者評価委員会 (学外評議委員)」

定期的に自己点検・評価を行っている。

前期と後期終了後学生が記述した授業アンケートをまとめ、それを資料として「帝京学園短期大学シラバス検討委員会規約」に基づき、年に 2 回シラバス検討委員会を開催している。専任教員ばかりでなく非常勤講師にも声をかけ開催している。また「帝京学園短期大学 FD 委員会規約」に基づき年に 2 回、FD を行っている。さらに 3 巡目となる第三者評価に向けて過去 3 年にわたる自己点検・評価報告書をまとめている。現在は令和元年に GPA とポートフォリオを試験的に学習成果として導入し、その測定方法を「自己点検評価委員会」に置いて議論している。

定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度までの 2 回、年度ごとの第三者評価報告書の書式を参考に、自主的に「自己点検・評価報告書」をとりまとめた。さらに、今後第 3 巡目の第三者評価を受けるにあたり、令和 3（2021）年度自己点検・評価報告書を作成する予定である。

これらは、各年度の翌年の 6 月末日までに本学ホームページにて公開されている。

自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

本学は、定員 50 名の保育科単科の小規模校であり、専任教員数が 8 名、専任職員数が 3 名（図書館司書 1 名を含む）であり、非常勤職員が 2 名の全教職員を合わせても 15 名である。したがって、過去の自己点検・評価は、学長を中心に全教職員が協力して行ってきた。

全教職員が各担当の点検項目を定め、さまざまなアンケート調査から、あるいは委員会からの意見を受け止め、改革・改善に取り組んできた。また、時には拡大教授会で、時には非常勤講師も含めた「シラバス検討委員会」で、「シラバス」や教育内容あるいは種々の学校運営について話し合い、共通の理解のもと、より良い授業構成、より充実した教育環境の整備に努めてきた。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

従来、高校訪問を教員が手分けをして、学校案内が出来上がる 4 月～5 月、帝京大学ループの合同説明会が開かれる 6 月、学生募集要項が出来上がる 7 月、推薦入試前の 10 月などに山梨県内を中心とした高校関係者に、本学の教育方針や本年度の試験内容について説明するとともに、質問を受け意見を聴取している。本学はその際本学が目指す学生像について説明し、本学の特色や就職率、少人数教育、入学前教育についても説明して理解を得ている。この時、高校側からも受験生等に対する指導内容についてなどを持ち帰り、「自己点検評価委員会」等で話し合う機会を設けて、次年度の入試や学生募集に活かしている。

自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

本学は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 34 号）により、平成 22（2010）年度以降新入生の教職課程の「教職に関する科目」として、「教職実践演習（幼稚園）」を新設した。当該科目は、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものである。このとき「教職実践演習（幼稚園）の実施にあたっての留意事項（平成 20 年 10 月教員職員免許認定委員会決定）」の教職実践演習（幼稚園）の授業方法については、「学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。」と記載されている。さらに具体的には、平成 20 年 11 月事務連絡「教職実践演習の新設に係る課程認定申請等について」では、教職実践演習の科目申請のための「シラバス」、授業の進め方及びカリキュラムの例が示された。学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握するための『履修カルテ』を作成し、それを踏まえた

指導を行う体制を整えることが必要になった。

この『履修カルテ』は法令改正にともない自己点検・評価を行ったことで、令和元（2019）年度に「教職履修カルテ」として教職実践演習の教職科目の履修状況を把握する内容に試験的に改めている。

現在、教職関連科目の履修状況については、法令に定める「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「教育相談等に関する科目」「教職実践に関する科目」「大学が独自に設定する科目」の5区分に分け修得状況の確認を行い、必要な資質能力についての自己評価については、「幼児教育についての理解」「子どもについての理解」「他者との協力・コミュニケーション」「教科・教育課程に関する基礎知識・技能」「教育実践」の5つの力について、1年終了時、教育実習終了時、2年終了時に自己評価を行い、教職を目指すうえでの課題を記述し、指導教員との面談を試行している。また、ジェネリック・スキルに関しては、令和元（2019）年の8月に従来の①コミュニケーション、②仕事力、③他者との協力の3つの観点を見直し、①コミュニケーション、②仕事力の2つの観点に試験的に集約を図っている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

現状本学は実習の事前事後指導を重視し、学生個々の実習前後の状況を『履修カルテ』として指導に役立てている。本学では『履修カルテ』の自己評価、各授業の成績、実習先の評価、実習後のアンケートの結果を1年前期、後期、2年前期、後期と段階的にレーダーチャートを作り、学習効果や学習課題を系統的に把握できるようにしている。また、ジェネリック・スキルの達成状況を、より具体的な専門的（職業）能力の獲得にむけて、各期の終了時、実習終了時に面談指導を行っている。今後も学習成果に具体性をもたせるために、カリキュラムに沿った各授業と実習との関連性を確認していく。本学の教育課程には、将来保育士や幼稚園教諭となるのに必要な専門的（職業）能力獲得のための各授業における7つの観点とグループ指導や学校行事におけるジェネリック・スキルの3つの観点が表示されている。

「各授業と各実習との関連性について」では本学が求める実習に必要な専門的な知識や技術を学習成果として定め、職業能力を十分に獲得している学習成果と不十分なものとを自己評価も踏まえ明確にした上で、具体的な課題を成果が上がるまで指導し

ている。

さらに本学では、本学が考える保育士や幼稚園教諭になるための最低基準として以下のように設けている。「本学が養成する保育者像（最低基準）」教育課程の学習成果は、「本学が養成する保育者像（最低基準）」に沿って獲得することができる。各教科目の学習成果は、卒業までに実施される前期 2 回、後期 2 回の計 4 回の定期・追再試験、さらに必要に応じて特別補講を受ける等して獲得することが可能である。また個人ごとの実習に関する学習成果については、それぞれの実習前後、実習期間あるいは卒業までに獲得が可能である。またジェネリック・スキルについても各期に面談を行い、指導を重ねながら卒業までに指標をクリアすることを目標とする。

また、学習成果について「学外第三者評価委員会」や教育実習連絡協議会、保育実習連絡講義会などで実習先や就職先、保護者などの本学のステークホルダーに説明し、意見を求めることで学習成果に対して査定の手法を有しているといえる。

査定の手法を定期的に点検している。

本学はこのことを裏づけるため山梨県内の保育所、福祉施設、児童館、幼稚園に協力を要請して現場で必要と思われる能力について調査を事前に行うとともに、各学生の実際の実習終了後のアンケート調査を参考にして学習成果の内容を定期的に点検している。

また令和元（2019）年にはコアカリキュラムの導入にともない履修カルテを中心とした学習成果の可視化方法に加え、GPA の導入による成績の厳格化とポートフォリオの導入による学習成果を試験的に導入した。今後 GPA 評価の観点別な分布の検討や、ポートフォリオのルーブリック評価の導入について令和 2（2020）年度に向けて「自己点検評価委員会」などで現在議論を重ね査定の手法を検討している。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

本学は教育の向上・充実ため PDCA サイクル図を作成し、活用している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

学習成果の具体的な到達目標について、令和元（2019）年度に見直しを行い「教職履修カルテ」及び「学修ポートフォリオ」を試験的に活用している。

「学修ポートフォリオ」は本学の教育目標に基づき以下の構成となっている。

- ① 学習（成績）の評価（基礎科目の履修状況、専門科目の履修状況、実践科目の履修状況）
- ② 保育技術の評価（自己評価 5 段階評価）（ピアノの弾き歌い、絵本の読み聞かせ、手遊び等）
- ③ ジェネリックスキルズ（仕事力）
- ④ ジェネリックスキルズ（コミュニケーション）
- ⑤ 学・内外の活動（学習の成果や主体的な活動への参加状況の記録をフォトランゲージ等のポートフォリオで記録）

⑥ 学びの PDCA とし、(学習計画、振り返り、自己課題、グループ担当からのコメント)

現在以上の項目を質的に記録し、入学時、1 年前期、1 年後期、2 年前期、2 年後期の各期にグループ担当との面談を通して、自己の目指す保育者像に向け、アカデミックアドバイジングを行っている。今後はこの「教職履修カルテ」及び「学修ポートフォリオ」との関連性を高めると同時に量的に測定するルーブリック評価の導入について現在検討中である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後本学では、令和 3（2021）年度の自己点検・評価報告書で、現在試行的に実施している新たな学習成果である GPA 分布をディプロマポリシーに沿った観点別の分布とすることを計画している。また 2 年間試行的に実施してきたポートフォリオをルーブリックで評価することを考えている。特に保育者として実習や保育現場で使う技能や態度、実践力などを 2 年間の実習を見通した新たな「各授業と各実習との関連性について」として設定し、その達成段階を測定する方法を現在検討している。同時に建学の精神と学士課程教育に基づく視点から 3 つのポリシーを見直していく計画である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

現在検討中である

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

本学の「卒業及び学位授与の方針」は、「卒業認定・学位授与の方針（「ディプロマポリシー」）により卒業及び学位の授与までを学則に明確に定めている。

「卒業認定・学位授与の方針」（「ディプロマポリシー」）は以下の通りである。

- (1) 社会人として必要な教養とマナーを身につけていること
- (2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技術を身につけていること
- (3) 保育の課題を積極的に探求していこうとする意欲をもっていること

(1) については、一人ひとりが社会人として身につけなければならない基本的なスキル＝3つのジェネリック・スキル（コミュニケーション、仕事力、他者との協力）を身につけさせ、周囲の人たちと協力して課題を乗り越えていく能力の開発を図っている。

(2) については、本学は保育者養成の単科大学であるために、『履修カルテ』による7つの観点（保育についての理解、子どもについての理解、他者との協力、コミュニケーション、領域・保育課程に関する基礎的知識・技能、保育実践、課題探究）による学習成果を定め、法令にのっとり専門知識や技術の獲得を行っている。また教科ごとの定点評価としての成績、実習先評価をレーダーチャートに反映して『履修カルテ』に示している。ここでは自己評価と客観的な教員や実習の評価との乖離に注視し、問題点や課題を指導者と探りながら、学習成果の継続的な修得状況を把握できるようにしている。これは学生個人の入学から卒業までの成績評価を7つの観点を通して行い、その変化を継続的に管理し、保育者養成課程での学習状況、学習課題を系統的に把握できるようにしたものである。修得した教科目ごとに評価を色づけし、学習成果の達成段階を明確にするとともに、特に重点的に実習を意識して学生が学ぶべき知識・技能について「各授業と各実習との関連性について」で取り上げ、獲得する知

識・技能といった能力を明確化し、分かりやすくして授業科目を編成し、実習の事前事後指導に役立てている。

(3) の課題探究は、保育の現場で様々な課題に取り組む能力の獲得として学校行事やボランティア活動などの中でも実践的な学習ができる態勢をとっている。

したがって本学学習成果は卒業認定・学位授与の方針に対応している。

卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

本学を卒業するためには、2年以上在学し、教養科目6単位、保健体育科目2単位、専門教育科目27単位を含む55単位、合計63単位以上を修得しなければならない。卒業要件については、本学学則第6章卒業、学位等の第25条～第27条に記載されており、本学を卒業した者は、短期大学士の学位が授与される。本学では、「帝京学園短期大学進級・卒業規程」を設け、その中に進級・卒業認定会議を設置して、各年度の学生の最終的な単位認定、卒業認定、納入金の確認を行っており、卒業の可否はこの認定会議を経て学長に提案され、最終的に学長が認定する。なお、前述の通り本学の学習成果は「卒業認定・学位授与の方針」に沿っており、保育者養成カリキュラムに準じているため、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・授業科目別の必要単位取得数及び取得可能学位）は明確に学則に示されている。卒業要件の単位の説明については、学則第5章第22条において1単位が45時間の学修を必要とすることを記し、第23条において学修の評価について記している。また本学学則による教育課程を履修することにより、幼稚園教諭2種免許状並びに保育士資格を取得することができることは第28条および28条の2において学則の別表として記載されている。

さらに本学では本学が考える保育士や幼稚園教諭になるための学習成果獲得の最低基準として「本学が養成する保育者像（最低基準）」を設けている。

卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

本学の教育課程の学習成果は、学生個々の専門的職業能力の習熟度を実習前後で確認し、不足している観点を次の実習までに補っていくものである。さらに一人ひとりが社会人として身につけなければならない基本的なスキル=3つのジェネリック・スキル（①コミュニケーション、②仕事力、③他者との協力）を身につけさせ、周囲の人たちと協力して課題を乗り越えていく能力の開発を図っている。この態度やマナー、人間関係を養う教育も実際の幼稚園や保育所の実習、就職においても大変実的な価値のある学習成果である。本学はこのことを裏づけるため山梨県内の保育所、福祉施設、児童館、幼稚園に協力を要請して現場で必要と思われる能力について調査を事前に行うとともに、各学生の実際の実習終了後のアンケート調査を参考にして学習成果の内容を設定しているので実際・社会的な価値があると言える。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している

本学は保育科単科の短期大学であり、本学のカリキュラムは児童福祉法施行規則に規定された保育士関連の科目である。また、幼稚園関連の科目は教育職員免許法に指定された科目となっている。一部保育士養成の選択必修科目の枠組みで「保育技術研究」や「美術表現」、「音楽表現」、あるいは一般教養科目で「自然観察」等本学が独自に開講している科目もあるが、いずれも本学の建学の精神に則り、実践的に多様な技能を修得する目的で開講されている。本学の教育課程は社会人として必要な教養とマナーを身につけていること 及び幼児教育に関する専門的知識と保育技術を身につけていることという本学の卒業認定・学位授与の方針に対応している。

教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

短期大学設置基準 6 条【教育課程の編成方法】については、本学学則では、教育課程について、第 5 章第 20 条に定めている。教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成している。

設置基準第 7 条【単位】については、本学学則第 22 条に各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算している。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で短期大学が定

める時間の授業をもつて1単位とする。

- ③ 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号の規定を考慮の上短期別に定める時間の授業をもつて1単位とする。

したがって、本学の教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。

②学習成果に対応した、授業科目を編成している

本学は保育科単科の短期大学であり、本学のカリキュラムは児童福祉法施行規則に規定された保育士関連の科目である。また、幼稚園関連の科目は教育職員免許法に指定された科目となっている。

本学では学習成果について知識・技能の領域を「各授業と各実習との関連性について」として、また基礎的な人格形成のためのジェネリック・スキルを「ジェネリック・スキル評価表」の評価方法及び「ジェネリック・スキル評価重点項目」として学習成果を定めている。学習成果に対応した『履修カルテ』の中で①幼児教育・保育についての理解、②子どもについての理解、③他者との協力、④コミュニケーション、⑤領域・教育課程に関する基礎知識・技能、⑥教育実践、⑦課題探求の7つの観点に分類し、観点にはそれぞれに具体的な項目と詳細な指標を設定している。これは児童福祉法施行規則の系列ならびに教育職員免許法施行規則の枠に合わせた設定になっており、学生個人の入学から卒業までの成績について評価7つの観点を通して評価を行い、その変化を継続的に管理し、保育者養成課程での学習状況、学習課題を系統的に把握できるようにしたものである。修得した教科目ごとに評価を色づけし、学習成果の達成段階を明確にしている。特に重点的に実習を意識して学生が学ぶべき知識・技能について「各授業と各実習との関連性について」で取り上げ、獲得する知識・技能といった能力を明確化し、分かりやすくして授業科目を編成し、実習の事前事後指導に役立てている。

③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

教育課程を構成する科目は、卒業認定・学位授与の方針に従っている。本学を卒業するためには、2年以上在学し、教養科目6単位、保健体育科目2単位、専門教育科目55単位の合計63単位以上を修得しなければならない。卒業要件については、本学学則第6章卒業、学位等の第25条に記載されており、短期大学設置基準にのっとりたものとなっている。本学は幼稚園教諭・保育士の養成校として、それぞれの免許・資格に関わる授業科目を開講し、幼稚園教諭2種免許状については令和3(2021)年3月に再課程認定が受理された。保育士資格については平成31(2019)年4月より、平成30年に出された『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』の一部改正について」の告示にのっとり、それぞれに必須な授業科目が設定されている。単位数の上限については、現在検討中である。

④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

本学が学則第 23 条では学習の評価について定めている。各授業科目（学修）の評価は、A・B・C・D をもって表し、C 以上を合格とするとしている。

また本学は学生に対して、シラバスにて、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示している。また学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をシラバスにてあらかじめ明示している。この他本学学則で第 6 章では、第 25 条にて卒業の要件を 2 年以上在学し、教養科目 6 単位、保健体育科目 2 単位、専門教育科目 27 単位以上の合計 62 単位以上を修得することを定めている。さらに本学は幼稚園教諭免許状の取得に際し、第 28 条にて、保育士資格取得に際して第 28 条の 2 において必要単位数などを定めており、本学は保育者養成校の学習成果を短期大学設置基準にのっとり判定している。

⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

各授業はシラバスにおいて、その授業の目的・概要・到達目標・授業時間数・評価の方法・基準・教科書・参考書が明示されている。

シラバスには前述以外にも学士課程教育と関連した 3 つのポリシーとの関係と学習成果である『履修カルテ』やディプロマポリシーとの関連も明記されている。授業内容、準備学習の内容が明示されており、授業初回時に担当教員からのシラバスの内容についての説明も行われている。

⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

令和 2（2020）年度前期には、新型コロナウイルス感染症が流行し、4 月、5 月、6 月の 2 か月半に及び印刷教材による授業を行わざるを得なかった。文部科学省の通達により遠隔授業として学則第 20 条の 2 に定め適切に運用した。現在のところ本学では、通信による教育は行っていない。

教育課程の見直しを定期的に行っている

主に関係法令の改正に伴い、適宜見直しを行っている。令和 2（2020）年度入学生から教養課程の見直しを行い、令和 3（2021）年度入学生より導入するコア・カリキュラムの変更にもなう専門教育科目の変更が行われている。

また教育課程の定期的な見直しは、9 月と 3 月の年 2 回行われるシラバス検討委員会や、幼稚園教諭・保育士の免許状・資格取得に関わるカリキュラム変更の際には本学教務担当職員及び教員により提案されたカリキュラム案を教授会の際に行われる自己点検評価委員会、「学外第三者評価委員会」などで協議される。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養教育に関する科目は、各教科担当・教務委員会・教授会で検討された後審議され、教務担当が事務を担う。

本学では、教養科目を「社会人としての必要な教養」「幅広い視野」を身に付けるための基本的な知識・技能を身に付けるための科目と位置づけ、6科目を設置し、「日本国憲法」「英会話」「情報機器演習」などを加えた計9科目から6単位以上の修得を卒業要件としている。

また、大学の独自性を発揮する教育内容として、自然を活用して自然、自分自身、他者、暮らしへの気づきや関心を得て、自然を大切にする気持ちを育む事を目的とした教育活動である「自然体験活動」を含む「自然観察」や地域や採用ニーズに対応した教育内容の展開を目的とし、「山梨学」を開講している。

教養教育と専門教育との関連が明確である。

本学は、教養科目としての9科目は、幼稚園教諭養成の免許法定められたものである科目と保育士資格取得に必要な教養科目とが開設されているため、専門教育科目と関連して免許・資格を取得するために必要な科目となっている。また令和2(2020)年度から導入されたキャリア教育やアカデミックスキル等は初年次教育から実際の就職先必要な知識や技能の基礎を学ぶ科目となっている。

特に現場での経験長い本学の卒業生講師として招聘して話を聞くキャリア教育では、具体的に就職先で求められる能力の必要性を身近な先輩に指導を受けられるため、専門教育の目標が明確に関連づけられている。

教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果は、『履修カルテ』を中心に、単位所得状況、GPA分布(平成30(2018)年度導入)の他、授業アンケート、学生アンケート、実習先の評価等を用いて査定し、教授会にて報告される。シラバス検討員会では単位取得状況と授業アンケート結果が報告され、非常勤講師も含む全教員が把握できるようになっている。教員は授業アンケートの結果を「PDCAシート」にまとめ、教育課程の改善、授業の改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

本学の学生は、保育関係に就職する者がほとんどである。保育者養成校として、厚生労働省の指定、文部科学省の認定を受けており、教育全体が職業教育となる。建学の精神にある、「実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成」を2年間の短大生活の中で、実習の事前事後指導を始め、シラバス検討委員会などで各教科と連携し専門教育の充実を図るとともに、社会人としての基礎を育んでいる。また年度当初のオリエンテーションにて「就職ガイドブック」を2年生に配布し、グループ担当指導を通して、『ジェネリック・スキル(態度・社会人基礎力)』などのルーブリック評価表を活用したジェネリック・スキルの向上に取り組んでいる。

就職担当の教員組織としては、「帝京学園短期大学 キャリアサポート委員会規約」に則り、担当の教員が学生の指導にあたっている。キャリアサポート委員は、進路相談は勿論のこと求人票の発送・管理、学生への情報提供、応募における手続きの指導や履歴書などの添削、面接指導も行っている。キャリアサポート室では、求人票の閲覧が可能であり、就職に関する掲示を行っている。学生は自由に情報を閲覧することができる。また、採用試験用の参考書等は図書館に置かれ、貸し出しも行っている。教授会等を通して学内全体で就職状況を把握し、支援に関して情報交換も行っている。このように学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の充実体制を整えている。

職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる

職業教育の効果については、「卒業生アンケート調査」を行い、その結果を学内で共有し、教育課程にも反映している。「就職先アンケート調査」は令和2(2020)年3月に行った。毎年6月から8月にかけて、就職担当教員が就職先を訪問し、直接園長先生や卒業生から話を聞いている。どの卒業生も指導には素直に従い勤務していた。各園の園長からは、短大で学んだことを基に先輩保育者の指導を素直に受けながら勤務しているとして、特に大きな問題となるような指摘は受けなかった。このように本学では、職業教育においてもその効果を調査・評価し、改善に取り組んでいる。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

本学は、建学の精神と教育目標に基づいて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成、実施の方針（カリキュラムポリシー）ともに、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。本学においては、入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）に基づいて実施された各種入学試験の結果を、学生が入学時に有する学ぶ力と捉えている。

現在、本学では従来の本学の学習成果は、①幼児教育・保育についての理解、②子どもについての理解、③他者との協力、④コミュニケーション、⑤領域・教育課程に関する基礎知識・技能、⑥教育実践、⑦課題探求を観点とした学習成果を見直し、新たな学習成果を話し合っている。今後も学習成果に対応した入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）を定めていきたい。

学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

現在、受験生により分かりやすく「入学者受け入れの方針（「アドミッションポリシー）」を理解してもらうため、具体的に3の方針を柱として明示した。1つ目が「保育の分野に関心があるもの」、2が「保育の専門職として必要な知識や技術を学ぼうとするもの」、そして3が「向上心のあるもの」とした。また、できればインターンシップや職業体験で、幼稚園や保育所等における体験学習を経験していることが望ましいとした。これらのことは、学校案内の学生募集要項に記載している。また本学のホームページにも記載し、オープンキャンパス・会場説明会・高校内説明会等でも詳しく説明し、本学がどのような入学者を望んでいるのか理解した上で受験するよう促している。高校から提出される調査書を入学前の学習成果として可否の判定に用いることを学生募集要項に記載している。また、面接時には評定平均値を参考に不得意科目等を中心に聞き取り、入学前の学習成果として把握するようにしている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果に具体性がある。

本学の学習成果は、①幼児教育・保育についての理解、②子どもについての理解、③他者との協力、④コミュニケーション、⑤領域・教育課程に関する基礎知識・技能、⑥教育実践、⑦課題探求を観点として、成績、実習先評価をレーダーチャートに反映して『履修カルテ』に示している。

知識については、一般教養科目の成績評価および、専門科目の成績評価を評価指標とし、半期ごとに査定を行っている。汎用的技能については、17項目に亘る評価項目を指標とし、学生が自身の到達度を把握するとともに、次のステップに向け、到達目標を明確化できるように、「学修ポートフォリオ」や「実習自己評価表」を作成し、段階的に確認を行っている。到達目標の達成状況については、グループ担当との半期ごとの面談や、実習担当との面談において、アドバイスを受けながら、学習成果の獲得の確認、査定を行っている。

学習成果は一定期間内で獲得可能である。

教育課程の学習成果は、「本学が養成する保育者像（最低基準）」に沿って2年間で獲得することができる。各教科目の学習成果は、卒業までに実施される前期2回、後期2回の計4回の定期・追再試験、さらに必要に応じて特別補講を受ける等して獲得することが可能である。また個人ごとの実習に関する学習成果については、それぞれの実習前後、実習期間あるいは卒業までに獲得が可能である。またジェネリック・スキルについても各期に面談を行い、指導を重ねながら卒業までに指標の内容をクリアすることを目標とする。従って、本学の学習成果は上記の方針に沿って一定期間で達成可能である。

平成25(2013)年度より3つのポリシーを検討した。3つのポリシーをもとに、個々の学生の能力の向上を目標に「知識面・技術面」として7つの観点と、個々の学生の態度、マナー、人間関係といった「一般汎用能力」(ジェネリック・スキル)に焦点を当てた学習成果を設定している。特に実習ごとに必要となる知識・技術について段階を追って獲得して行く過程を「各授業と各実習との関連性について」にまとめている。そしてその能力の獲得状況を『履修カルテ』としてまとめ、指導に役立てている。本学ではこのうち知識・技能の領域を「各授業と各実習との関連性について」としてカリキュラムとリンクさせ、各教科の「シラバス」において周知するとともに、学生が2年間を通じて学ぶべき事柄を具体的に学習成果として定めている。

学習成果は測定可能である。

- ① 幼児教育・保育についての理解、②子どもについての理解、③他者との協力、④コミュニケーション、⑤領域・教育課程に関する基礎知識・技能、⑥教育実践、⑦課題探求をレーダーチャートに反映してその到達状況を『履修カルテ』に示している。また令和元（2019）年から試行的に始まった GPA 分布やポートフォリオの測定方法についても現在検討中である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。

本学では学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定している。

従来本学では、ディプロマポリシーを獲得する道筋を①幼児教育・保育についての理解、②子どもについての理解、③他者との協力、④コミュニケーション、⑤領域・教育課程に関する基礎知識・技能、⑥教育実践、⑦課題探求をレーダーチャートに反映して学習成果の獲得状況を『履修カルテ』に示している。

また他の量的データを用いた測定として、平成 30（2018）年度に導入した GPA 制度に従って学生の GPA 分布を作成するとともに、単位取得状況、資格・免許の取得状況、学位授与数、資格・免許取得率、専門領域への就職率を算出している。質的データを用いた測定としては、令和 2（2020）年度卒業生より学修ポートフォリオを作成活用し、学生が到達度を自己評価する取り組みを実施した。また、グループ担任との面談の結果を記録しファイリングして管理する新たな試みを始めた。

学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

本学では、全教科目について前期及び後期の全開講時数終了後に、学生による授業アンケートを実施している。授業アンケートは、「①授業の目的は明確に伝わりましたか」、「②教員の説明や板書は、丁寧でわかりやすかったですか」、「③授業方法や内容に工夫があり、教員の熱意が感じられましたか」、「④授業の内容は、大部分理解することができましたか」の 4 項目からなる No.1 と、学生が自由に授業についての意

見を記入する No.2 から構成されている。本アンケートを定期的実施することで、学生自身の授業への取り組み姿勢を踏まえながら、各授業に対する学生自身の満足度を確認する機会となっている。また評価結果は、集計した上で各担当教員へフィードバックしている。担当教員は評価結果に対して PDCA サイクルに基づきコメントを付すようにしている。評価結果及び担当教員のコメントは、「前期・後期・通年科目授業についてのアンケート」として取りまとめ、年に 2 回開催される「シラバス検討委員会」に資料として提供され、次回以降のカリキュラムや各授業に反映させる仕組みになっている。本学の教育は、こうした PDCA 循環型のシラバスの熟成に向け活用している。

また、学修状況調査を用いて学生の生活や修学状況、満足度に関する評価を行っている。

在籍率については、常に教授会等で把握している。本学を志望した学生に対しては入学当初にアンケートを実施し、本学が第一志望であったか、他に志望する学科についても特に年度初めのアンケート調査により把握するように努め、学生指導に活用している。

さらに卒業生や就職先への調査については、就職担当が中心となって調査を行っている。

学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

短期大学基準協会は、学習成果を「(学習成果がデータとして測定可能になった場合) その学習成果を短期大学自身の基準によって判定することを査定 (アセスメント) とする」と定義している。また査定を「この査定の中で学習成果が獲得されたこと、あるいは向上していることを測定結果として示すことが学習成果の可視化」と定義している。

また短期大学基準協会は、「量的データとは定量的なデータ、つまり数値データであり、例えば単位の認定状況 (学期・学年ごとの成績評価) や 2 年間の学習成果に基づく学位授与と卒業認定状況等をいいます。(GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、ループリック分布等。)」と定めている。

それに対し、「質的データとは定性的データであり、短期大学が定義し学内外に表明した学習成果の事柄についての学生自身や第三者による主観的な意見等 (数値化できないもの) であり、学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への聞き取り調査での意見等をいいます。(学生の業績の集積 (ポートフォリオ)、在学生の授業アンケートでの意見や卒業生又は卒業生の進路・就職先の人事関係者による評価 (意見) 等。)」と定めている。さらに、「学期を経て学生が「成長した度合い」について統計データを用いて測るような評価、例えば、本協会が実施している「短期大学生調査 (Tandaiseichosa)」の分析結果から得られる情報も、学習成果の評価として有効な方法と考えます。」と解説している。

この定義を受け、本学ではアセスメントを以下のように考えている。

3 つのポリシーをもとに、個々の学生の能力の向上を目標に「知識面・技術面」として 7 つの観点と、個々の学生の態度、マナー、人間関係と いった「一般汎用能力」

(ジェネリック・スキル)に焦点を当てた学習成果を設定している。特に実習ごとに必要となる知識・技術について段階を追って獲得して行く過程を「各授業と各実習との関連性について」にまとめている。そしてその能力の獲得状況を『履修カルテ』としてまとめ、指導に役立てている。本学ではこのうち知識・技能の領域を「各授業と各実習との関連性について」としてカリキュラムとリンクさせ、各教科の「シラバス」において周知するとともに、学生が2年間を通じて学ぶべき事柄を具体的に量的な学習成果として定めている。

各教科の学習成果は、まず学生個々の達成状況を自己評価させることから始まる。自己評価の観点は実習ごとに次の7の観点である。①幼児教育・保育についての理解、②子どもについての理解、③他者との協力、④コミュニケーション、⑤領域・教育課程に関する基礎知識・技能、⑥教育実践、⑦課題探求。次に教科ごとの定点評価としての成績、実習先評価をレーダーチャートに反映して『履修カルテ』に示している。ここでは自己評価と客観的な評価との乖離に注視し、問題点や課題を指導者と探りながら、学習成果の継続的な修得状況を把握できるようにしている。これらによって前述の7つの共通の観点から導きだされた数値の変化を測定することができる。したがって査定の方法を有し学習成果を量的に評価しているといえる。

また本学では、学習成果について質的に評価している。その1つは毎年度2回9月と3月に開催している「シラバス検討委員会」である。学生の各教科の理解度や学習意欲を、各授業と実習との関連性、実習後のアンケート、授業アンケート、自己評価、実習の評価などと照らし合わせながら授業内容として不足している部分や全体の傾向として問題となるものをシラバス(授業内容)レベルで見直している。次に個人レベルでの学習成果は、各期に行われる自己評価や各教科の成績結果として『履修カルテ』に表される。そして、まとめとして保育実習や教育実習を通しての学生個人の実習先評価の変化が明確な結果として表れる。また、実習後のアンケートについては、自身の主観的な評価と客観的な教員の評価とを『履修カルテ』のレーダーチャートにて比較し、その認識の違いが学生にとっての課題となる。最後に各学生の実習終了後の評価を総合したものが、本学の学習成果の点検となる。本学が設定した学習成果が適切であったかどうか、本学実習指導の内容が問われる。また就職後1年半を経過した段階で行われる「卒業生就職先アンケート」に基づいて、幼稚園や保育所の先生方から構成される「学外第三者評価委員会」により、在学中にどんな課題や問題を解決しておく必要があるのかを指摘していただき、本学の学習成果の総点検として質的に評価している。

学習成果の公表に関しては在籍率、卒業率、就職率などを本学ホームページにて公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価を聴取している。

毎年 5～6 月中に、卒業生の就職先を就職担当の教員が訪問し、勤務状況や在学中の指導で不足している点や評価される点について園長と懇談している。保育者の早期離職が増加している中、本学の卒業生のそれを防ぐために、就職先での悩みを聞いたり、激励したりする機会にもなっている。また、就職先には 1 年半後の勤務評価についてアンケート調査を実施している。就職先での卒業生の評価は、真面目、素直という回答が多く、概ねどこの職場においても良い評価であった。

2 年生対象に実施される就職講演会においては、本学の卒業生を採用していただいている施設の園長に講師をお願いし、終了後は懇談会を実施している。それは卒業生の様子を聴取する機会にもなっている。週 1 度のキャリアサポートの時間では、現場での話を学生に伝えると共に、実際に問題が起こった場合の対応について、学生の意見を聞いたり話し合ったりする時間を設けている。

聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

就職先から聴取したアンケートの結果は、教員全体で検討し、本学の学生指導の中で不足と思われる点を改善するよう努力している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学位授与の方針に対応した成績評価基準については、今後専門的（職業）能力の修得（獲得）の実現に向け「保育技術研究（発表）における共通評価基準（コモンルーブリック）」による評価を検討している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学は、3 巡目となる第三者評価に向けて、前回の平成 26（2014）年度の学習成果を様々な角度から PDCA サイクルを通して現在見直している。大きな理由の一つは履修カルテの 7 つの観点がコア・カリキュラム導入の法令改正により変更されたことである。また学士課程教育や学力の 3 要素の視点で、デイプロポリシーを見直したためである。この際、令和元（2019）年度、2（2020）年度には試行的に GPA の測定方法を査定するとともに、ポートフォリオを導入し、ルーブリック評価の検討を行ってきた。令和 2（2020）年度現在では以下のような学習成果が、自己点検評価委員会などで提案され協議されている。

学習成果

本学の学習成果は、建学の精神と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を踏まえ、以下の3つの枠に分けられ、定められている。

1. 専門性
2. ジェネリック/態度
3. 実践力

この3つの枠はより具体的に、それぞれの『観点（コンピテンシー）』として以下のように定められる。

1. 専門性には『知識、技術』の修得が求められる。
2. ジェネリック/態度では保育者としての資質に関わる『意欲・積極性、責任感・協調性』の修得が求められる。
3. 実践力としては、実習などでの『実践力』や、地域社会と連携してボランティア活動などを通じた、保育の現場で実際に使える『実学』の修得が求められる。

本学の学習成果は、まず養成校としての基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、コア・カリキュラムに設定される。学生は、コア・カリキュラムで卒業要件必修や幼稚園免許や保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。本学ではこれらの科目を専門的知識科目群、専門的技術科目群と呼ぶ。

また同時に保育現場で求められる保育者としての資質である『意欲・積極性、責任感・協調性』などの能力を、学生は科目横断的に身につけることができる。

そのうえで学生は、そういった基礎的な学習成果を、学内外の関係者と連携して、いろいろな条件や材料を組み合わせ、課題を解決するために工夫していく。そのためには、ボランティア活動や地域活動の中で、仲間やさまざまな人達の意見に耳を傾ける必要がある。ここでは修得した知識や技能を、社会で実際に生かす力＝実践力＝『実学』が、重要な能力となる。本学ではこういった『実践力』を育む科目を実践力科目群と呼ぶ。

なお、保育者養成には実習が義務付けられている。それぞれの実習は、本学の保育者養成教育の集大成であり、上記の専門的な知識や技能、態度、実践力の学習成果を統合した科目と位置付けている。

本学の学習成果は、『実学』の精神に則り、地域の保育現場で求められている保育者としての人間性や能力の育成に主眼を置いている。本学は毎年卒業生にアンケート調査を行っている。在学中に学ぶべき内容として、＜保育者としての資質・協働＞＜実践的な能力＞を指摘する卒業生が多い。

また学士課程教育では、「統合的な学習経験と創造的思考力」の修得が求められている。これは、「これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力」である。さらに中央

教育審議会の答申では「持続可能な開発のための教育（ESD）は次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念である」と記載されている。この答申に基づき策定された新学習指導要領及においては「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられている。つまり、幼稚園教育要領などにも「子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすること」の基礎的な能力の育成が求められている。

本学では、子どもたちや保護者、行政や関連する組織との連携を図り、学習した知識や技能を用いて、これからの社会生活で積極的に新たな課題に取り組むことができるシステムシンキングやクリティカルシンキングの能力を育成している。さまざまな知識や学んだ技能だけが最終目標ではない。新たに獲得した知識や技能が、既存の概念と組み合わせられ、構造化され、体系化されていくキャリア教育のプロセスこそが、本学が目指す学習成果と言える。本学は、創造性に溢れ、現場で役立つ『実学』を学生たちに学び取ってほしいと願い、学習成果を定めている。

査定（アセスメント）/個人

本学は、学生個々の学習成果を多面的に測定し、量的・質的データとして可視化し、学習成果の到達度を測定できる仕組みを確立している。本学は、育てたい保育者像実現のための学習の成果を査定する（アセスメント）の具体的な方法を、本学の学習成果の合格評価基準（最低基準）として公表している。この基準の方法や割合はシラバスにて明記されている。

個人の学習成果の達成度や課題に関しては、上記のディプロマポリシーとの関わりの中で科目横断的に専門性（知識・技能）、ジェネリック/態度、実践力について測ることができる。

また、特に学修ポートフォリオの中で取り上げられる技能やジェネリック・スキル、実践力（実習の評価を含む）については別にルーブリック評価を導入している。

以下、観点別評価の数値化方法及び学習の進捗や課題にするルーブリック評価方法を具体的に示す。

専門性 — 観点別評価

学習成果の1. 専門性は、コンピテンシーとしては『知識・技術』の修得である。ディプロマポリシーの（1）社会人として必要な教養やマナー、（2）幼児教育に関する専門的な『知識・技術』に該当する。

専門的知識・技能科目群（講義・演習系科目）では、知識の理解度を専門的知識科目と呼び、また演習・実技系科目で技能を修得するものを専門的技術科目と呼ぶ。教養必修科目については、日本国憲法、体育理論は知識・講義系、情報機器演習、英会話、体育実技は演習・技能系とする。その理解度をそれぞれ定期試験で測定する。

この卒業及び資格・免許取得にかかわる各科目の定期試験結果は、単に『知識・技能』を図るだけではない。ここでは『意欲・積極性、責任感・協調性』『実践力』の3つの観点（コンピテンシー）も科目横断的に評価している。

各科目の試験結果=3つの観点の合計 GPA は、知識・技能+意欲・積極性+責任感・協調性+実践力に関するコンピテンシーの配分の合計により点数化される。この観点別（コンピテンシー）の数値はレーダーチャート図に表すことが可能である。自己の能力の中で達成度の高い能力や習熟度が低い能力が可視化しやすく、理解しやすい。

ジェネリック/態度、実践 — ルーブリック評価

学習成果の2. ジェネリック/態度と3. 実践力に関しては、ディプロマポリシー（2）幼児教育に関する保育技術を自ら積極的に身につけていること、（3）保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていることに関連している。

ここでは前記の卒業及び資格・免許取得にかかわる各科目以外の科目である選択科目や、学校行事やボランティア活動も査定の対象となる。本学では実践力科目群と呼ぶ。

またこの際、単に科目の点数を GPA で測定しレーダーチャートにするだけでなく、

1. 学修ポートフォリオでまとめられる各保育技術の修得見込みと発表後の振り返り
2. 保育・教育実習（カルテ）
3. ジェネリック・スキル

については、それぞれルーブリック評価を導入し、よりその成果を具体的に測るものとする。自らからの現状での状況の把握や、次に取り組むべき課題が明確となる。

学修ポートフォリオと実習、ジェネリック・スキルについては、学生個々の現状を自ら記入するとともに、教員も客観的な視点から同じルーブリックに記入する。その乖離が課題となり各評価基準を達成しない場合には、補講等を実施し基準を達成するための支援を実施する。

また、各技術の発表などについては、保育技術獲得時期を2年間の実習時期に合わせて設定し、事前事後にこのルーブリック評価を行うことで、効果的な指導が可能である。

なお、本学では幼児教育に関する専門的知識と保育技術に関しては、ディプロマポリシー（2）に自ら積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立て、創造性溢れる発表ができる必要性を記載している。

本学では、自主的で体験的な実習やボランティア活動を制度化している。自らが学ぶ意識をもって自己開拓し、空き時間や土日を使って学習する機会を作ることとしている。その際ディプロマポリシー（3）保育の課題を積極的に探求し、協働して課題に取り組む意欲をもっていることを強く意識するように指導している。

実際の現場での責任ある態度については、ディプロマポリシー（1）に責任ある社

会人として他者に配慮する力を身につけられるように、と記載している。

学内では、こういった自主性の高い活動に対して、時間割などを調整している。

また結果として、保育者以外の就職を希望する学生や、表現などに特化した学びを深めようとする学生に対しては、選択科目の修得のほか地域の子どもたちの前での発表や、学内の委員会業務なども同等に評価する基準を定めている。

さらに、保育・教育実習については、学生個人のカルテを作成する。実習評価表と関連したルーブリックを事前事後に学生が記載し、実習で求められている知識や技能、態度を深く認識できる態勢を作っている。実習は本学学生にとって、学びの集大成とも言うべきものであり、本学は事前に実習ごとに学ぶべき知識や技術、態度を表にまとめ、学生に周知するとともに、定められた基準は事前学習で実習派遣の条件にもなっている。

外部評価である客観的な実習評価では、具体的に詳細なルーブリック評価を活用している。課題となっている点や不足している内容については、事後指導や保育・教職実践演習などの授業を通して学生が授業や実習、発表を振りかえり、次の学びにつなげ、深い学習のプロセスを獲得するための資料としている。

査定（アセスメント）/学科（大学全体）

本学では保育者養成課程であることから、教育課程については法令を遵守するとともに、教育内容や実施方法が、学内の一部の教員の判断に偏らないように常にカリキュラム改善委員会や自己点検評価委員会で話し合いを行っている。また学期末には、学生の授業アンケートを実施している。シラバス検討委員会では、授業内容をより良いものにするためにシラバスに学生の意見を反映させている。この取り組みは、専任教員ばかりではなく非常勤講師を含めて行っている。

さらに学生個人の学習成果の査定と並んで学校全体（単科）での教育目標や3つのポリシーの在り方、カリキュラムマップなどについても連絡協議会や学外評議員委員会を組織し、学生が実際に実習し、就職する保育現場が求める姿＝学習成果と合致しているかを査定している。学習成果の査定方法、実習の実施方法、学校運営に関して、広く学外のステークホルダーにも意見を聞く機会を設けている。

本学は、こういったアンケート調査や協議会を開催してその結果を公表するとともに、さまざまな意見を参考に本学が定めるPDCAサイクルを活用して教育内容の改善・充実を図っている。こういった活動を通して本学は、社会に対してのアカウンタビリティに努めるとともに、内部質保証体制を確立し、地域に求められる質の高い保育者養成教育機関を目指している。

□各種アンケート調査

- (1) 授業アンケート・・・1・2年生対象。前・後期授業終了後シラバスをもとに授業内容の確認と、学生の授業に対する意見聴取を行っている。教員はPDCA

- サイクルを用いて学生の意見をもとに内容の改善を図っている。その結果は学年末の専任教員と非常勤講師とによるシラバス検討委員会にて話し合われる。
- (2) 単位取得率・・・学則に定められた履修科目の取得単位数や成績の GPA を確認して、進級や卒業の際の資料とする。また観点/コンピテンシーごとに数値化することで、学生個人の苦手な観点ばかりでなく学年ごと、学校全体のより力を注ぐ必要がある観点が明確になる。年度末に、進級・卒業判定委員会並びに実習は派遣可否会議などで話し合われる。
 - (3) 実習後アンケート・・・本学では実習終了後、学生に対して実習中の課題や事前事後指導に関する調査を行っている。
 - (4) 就職率・・・卒業生の就職状況を数値化し、本学教育の成果としている。
 - (5) 学生アンケート・・・毎年1,2年生に対して年度末に学生生活を送るうえで、施設や教職員に対する感想を調査している。
 - (6) 卒業生アンケート・・・卒業した学生に対し、実際の就職した保育所や幼稚園で必要とされる資質や能力について調査している。
 - (7) 就職先アンケート・・・卒業生が就職した保育所や幼稚園の園長などに本学在学時により学習すべき内容について調査している。
 - (8) 高校生アンケート・・・高校を卒業し、本学に入学した学生に対して本学を選択した理由などを調査している。
- (9) 外部アンケート
- ① 短期大学基準協会アンケート・・・在学生に対し、学習時間や学校に対する意識調査をしている。全国規模での調査であるため、客観的な調査結果が期待できる。また卒業生に対しても調査を行っている。
 - ② 進研アンケート・・・本学に入学した学生に対して、本学を選択した理由などを調査している。入学時の悩みや、課題などについても全国的な規模で調査している。

□内部委員会

- (1) シラバス検討委員会・・・学年末に授業アンケートをもとに、1年間の授業内容を振り返る。各授業間のシラバスの調整や学校運営上の課題などを非常勤講師も含めて話し合う。また、法令の変更などがあった場合、教務担当から提案された新カリキュラムが本学の教育目標をはじめとするカリキュラムポリシーやディプロマポリシーとの関連で、学生がどの時期にどのように履修するのかなどを話し合っている。
- (2) 自己点検委員会・・・1年を通じた委員会などで、カリキュラム構成や授業内容、安全対策、学生対応など学校運営上の諸問題の実施状況などを適宜話し合い、自己点検を行っている。自己点検報告書の作成を行う。

(3) 学内第三者評価委員会・・・通常は、1年を通した委員会などで、時間を割きながら、第三者評価に向けての準備を行う。

(4) FD、SD 活動

① FD 活動・・・毎年教員が順番に授業を他の教員に公開し、授業終了後意見交換を行う。授業方法の工夫や、改善に役立てる。また、年度によっては外部講師を依頼し、直近の保育課題などに関し教員が講義を受ける。

② SD 活動・・・職員、教員がそれぞれ関連する部署の講習会などを通して、情報を入手し、学内での全体のスキルアップを目指す。令和2(2020)年にはICT化についてなど説明会を行った。

□外部協議会

(1) 実習連絡協議会・・・実習については保育所、施設実習、幼稚園の実習の担当者などと連絡協議会を開催し、実習期間、実習内容や評価基準などについて事前に確認するとともに実習の際の諸課題について意見交換をしている。

(2) 学外第三者評価委員会・・・実習や就職で日ごろからお世話になっている保育所、施設、幼稚園などの園長・施設長を中心に、外部評議委員を委嘱し、本学の養成教育全般について資料を基に審議していただく。令和3(2021)年度は改定した3つのポリシー、学習成果や実習についての意見を頂戴した。

(3) 高校と連絡協議会・・・帝京大学グループでは、毎年本学に入学する高校の進路担当教員に対し、グループ全体の方針や各学部・学科の説明会を催している。その際、本学も本学の教育内容や〈アドミッションポリシー：求める学生像〉育てたい学生像、就職状況などを説明している。

□内部監査

(1) 学務監査・・・グループ内の職員が月に1回本学を訪れ、本学教育の実施内容の確認をするとともに、課題を見出し、改善に資する意見を頂いている。

(2) 会計監査・・・本学の会計処理に関して、適切に処理されているか監査が行われている。

(3) 後援会総会・・・毎年1回、学生の保護者の代表を数名選出し、本学の教育方針や学内での諸問題について説明し、意見を交換している。授業参観をすることもある。

合格基準

本学では、本学が定めた学習成果に対して、以下の合格の基準を設けている。

□専門性 知識・技能（専門的知識科目群・専門的技能科目群の科目） 修得評価基準
卒業及び資格・免許取得については、次の通りである。

・卒業の基準

卒業には卒業要件必修科目の全てについてC以上の評価を必要とする。

学習の評価は「帝京学園短期大学学則 第5章教育課程及び履修方法等 第23条、24条」に定める通りとする。

・保育士資格、幼稚園教諭免許状、その他本学で取得可能な各資格等の修得評価基準

保育士資格取得及び幼稚園教諭免許状取得、その他本学で取得可能な各資格等に必要科目についてC以上の評価を必要とする。

・なお、専門的技能科目群の中には技能力の評価を含むことがある。

この場合、技能力評価については担当教員が評価する全てのルーブリック内の評価が「3以上」であることを最低目標とする。

・専門的技能科目群の技能力を自己評価

自己評価する全てのルーブリック内の観点「3以上」であることを最低目標とする。

□ジェネリック・スキル/態度 修得評価基準

・ジェネリック・スキルの教員評価

本学卒業までに、総合的な評価として全ての項目について「中級」をクリアすることを目標とする。「初級」は、「中級を満たすための第一歩としての内容」である。「上級」は、「優れた水準であると判断される内容」である。「上級」の評価を受けた学生には、優先的に就職を斡旋する。

・ジェネリック・スキルの自己評価

ジェネリック・スキルについても自己評価を実施する。自己評価については各項目について、「中級以上」の評価を最低目標とする。ただし、上記総合的な評価との関連も考えつつ、自分の能力に対して妥当であり、かつより高い評価を行えることを目標とする。

□実践力 評価基準

1. 学習ポートフォリオ（授業成績評価、実習成績評価、ジェネリック評価（下記別記）・自己評価・技能力評価/ルーブリック評価）基準

・授業成績評価

授業成績評価についてはポートフォリオの観点「3以上」であることを最低目標とする。

・実習成績評価基準

実習成績評価については評価表の「3以上」の評価であることを最低目標とする。ただし、実習成績評価表の評価（実習先評価）については、「実習成績評価

表の総合評価を本学の成績評価基準に変換する取り決め」により上記学則に準ずることとする。

カルテを作成し、ルーブリック評価により「3以上」を目指す。

・自己評価基準

自己評価については各項目について、自己評価項目の「3以上」を最低目標とする。

ただし、他者からの評価との関連も考えつつ、自分の能力に対して妥当であり、かつより高い評価を行えることを目標とする。

2. 実習実施の基準

・実習派遣の許可基準

「実習【教育・保育実習】を許可する条件」の定めるとおりとする。ただし、派遣許可を見送る学生に対しては、以下①～②の要領で実習期間中の授業を活用した特別補講を実施し、許可基準を満たすための補填を行う。

① 実習期間中、当該「実習」に関する授業を活用し、実習実施に向けて必要な学習（日誌、指導案の指導）を行う。

② 習期間中、その他の実習に関する授業の時間を活用して派遣見送りの要因（成績、欠席回数）となった授業の担当教員より課題を受け、取り組む。

3. 選択科目履修・体験実習・ボランティア活動の修得基準

本学ではディプロマポリシーにおける実践力の修得のために、卒業要件必修科目、ならびに保育士資格、幼稚園教諭免許状、その他本学で取得可能な各資格等の科目（選択必修科目、選択科目を含め短期大学卒業に必要な62単位以上）以外に、①選択科目を4単位取得する（演習、実技系科目が望ましい）、また②保育所、施設、幼稚園などに4単位分の自主的な体験実習を行うこと、③①、②以外にもボランティア活動に同時間分参加することが奨励されている。ただし、①～③までの組み合わせは自由であるが、事前に担当教員と十分な打ち合わせが求められる。

① 選択科目を履修の場合の修得基準

修得評価基準は他の科目修得の際と同様のC以上の評価を必要とする。

学習の評価は「帝京学園短期大学学則 第5章教育課程及び履修方法等 第23条、24条」に定める通りとする。

② 保育所、施設、幼稚園などに実習を行う場合は、綿密に計画を立て、実施すること。

③ 授業で製作したものを地域のボランティア活動などに参加して、発表する。

①～③は、時間数及び実施内容（写真やビデオなどのエビデンスを添えて）をポートフォリオに記載すること。その際ルーブリックの技能内容に沿った自己評価と担当教員の評価を提出すること。